

空士長等の継続任用に関する達を次のように定める。

昭和42年12月1日

改正	昭和44年5月13日	航空自衛隊達第19号
	平成元年2月28日	航空自衛隊達第4号
	平成4年6月19日	航空自衛隊達第28号
	平成4年8月10日	航空自衛隊達第40号
	平成8年3月21日	航空自衛隊達第4号
	平成15年10月27日	航空自衛隊達第37号
	平成19年1月5日	航空自衛隊達第1号
	平成22年8月10日	航空自衛隊達第29号
	平成26年5月30日	航空自衛隊達第50号
	平成29年11月21日	航空自衛隊達第46号
	令和元年6月27日	航空自衛隊達第14号
	令和3年3月31日	航空自衛隊達第42号

航空幕僚長 空将 大室 孟

空士長等の継続任用に関する達

(目的)

第1条 この達は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第36条第7項の規定に基づき任用期間の定めのある空士長、1等空士及び2等空士（以下「空士長等」という。）たる隊員を引き続き任用（以下「継続任用」という。）するため必要な事項を定めることを目的とする。

(継続任用志願者の調査)

第2条 任免権者又は任免権者の指定する者（以下「指定者」という。）は、任用期間を満了する空士長等について当該期間満了日の属する月の3か月前の月の初日に、継続任用の志願の有無について調査を行うものとする。

(育児休業取得者である志願者に対する総合判定)

第3条 任免権者は、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）第27条第1項において準用する同法第3条第1項及び第4条の規定により育児休業をした志願者（継続任用を志願する空士長等をいう。以下同じ。）のうち、人事評価に関する訓令（平成28年防衛省訓令第56号。以下「人事評価訓令」という。）別冊第1第3第5項第1号の定めるところにより、採用され、又は継続任用された日から前条の規定による調査を行う日までの期間の全てにおいて勤務実績がなく、定期評価を実施しない者について、当該者に係る評価者、調整者及び実施権者（人事評価に関する達（平成28年航空自衛隊達第50号）別表第1に定めるものをいう。）に別紙様式第1に定める継続任用総合判定票により継続任用の適否を判定させるものとする。

2 前項の規定による継続任用の適否の判定（以下「総合判定」という。）は、S、

A、B、C又はDのいずれかの評語による判定を付して行い、当該評語の意義は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定めるものとする。

区分	意義
S	継続任用に特に適する。
A	継続任用に適する。
B	継続任用可
C	あまり継続任用させたくない。
D	継続任用不適

3 別紙様式第1に定める継続任用総合判定票の保存期間は、5年とする。
(健康診断)

第4条 任免権者又は指定者は、志願者について、任用期間満了日の3か月前の月の15日から起算して30日の間に防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）第10条第1項第8号及び第13条の規定により健康診断を実施するものとし、指定者が実施した場合には、当該期間中に健康診断表を任免権者に提出するものとする。ただし、次条第1項ただし書に該当する志願者については、志願手続時に提出された診断書に基づく別紙様式第2に定める医官の意見書をもつて代えることができる。

2 任免権者又は指定者は、前項の健康診断を受けた者について、さらに任用期間満了日前に健康診断の必要を認める場合には、前項に規定する健康診断を実施するものとする。

(志願手続)

第5条 志願者は、通常の場合、任用期間満了日の2か月前の月の15日までに別紙様式第3に定める継続任用志願書を指定者を経て任免権者に提出するものとする。ただし、心身の故障により休職又は入院若しくは帰郷療養中の志願者は、別紙様式第4に定める医官又は医師の診断書を継続任用志願書に添付するものとする。

2 任免権者は、前項の志願手続があつた場合は、必要に応じて別紙様式第5に定める継続任用選考者名簿及び別紙様式第6に定める任用期間満了退職予定者名簿を作成するものとする。ただし、指定者に作成させることができる。

(継続任用基準数の指示)

第6条 航空幕僚長は、必要に応じて継続任用基準数を決定し、任用期間満了日の2か月前の月の15日までに任免権者に指示するものとする。

(選考)

第7条 任免権者は、継続任用の選考に当たっては、人事評価訓令第5条第3項の規定による定期評価における能力評価（第3条の規定により総合判定が行われた場合にあつては、当該総合判定）の直近の結果、健康診断その他適格性を判定できる客

観的事実に基づいて行うものとする。ただし、次に掲げる基準に該当する者については、原則として継続任用不適格とする。

- (1) 直近の能力評価において人事評価訓令第6条第1項に規定する全体評語がC以下である者（第3条の規定により総合判定が行われた場合にあつては、当該総合判定の評語がC以下である者）
- (2) 健康診断において健康でないと認められた者で引き続き隊務を行うことが「不適」と判定された者
- (3) 入隊以後のサービスの状況において次のいずれかに該当する者
 - ア 懲戒処分を3回以上受けた者
 - イ 降任処分を受けた者
 - ウ 詐欺、横領、窃盗、汚職等で重処分を受けた者
 - エ 故意による火器類の事犯を犯した者
 - オ 重処分を2回以上受けた者

(4) 前3号のいずれにも該当しない者で任免権者が継続任用不適格と判定した者

2 公務に起因する心身の故障により不適格とされた志願者の選考については、航空幕僚長が別に定める。

(選考結果の内示)

第8条 任免権者は、前条の選考に基づき、任用期間満了日の前月の1日までに継続任用予定者を内定し、当該志願者に対してその結果を内示することができる。

(退職予定者等及び異任者の取扱い)

第9条 任免権者は、任用期間満了により退職することが判明した空士長等及び継続任用不適格と判断された志願者については、原則として異任させないものとする。

2 任免権者は、前項以外の空士長等が、第3条及び第4条に規定する調査等を実施した後異動した場合には、速やかにその関係書類を異動先部隊等の任免権者に送付するものとする。

附 則

- 1 この達は、昭和43年1月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際現に作成されている継続任用関係書類は、この達によつて作成されたものとみなす。

附 則（昭和44年5月13日航空自衛隊達第19号）

この達は、昭和44年5月9日から施行する。

附 則（平成元年2月28日航空自衛隊達第4号抄）

- 1 この達は、平成元年2月28日から施行する。

附 則（平成4年6月19日航空自衛隊達第28号）

この達は、平成4年6月19日から施行する。

附 則（平成4年8月10日航空自衛隊達第40号）

この達は、平成4年8月10日から施行する。

附 則（平成8年3月21日航空自衛隊達第4号）

- 1 この達は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 〔前略〕第3条の改正規定は、この達の施行の際、現に作成されている従前の規定による様式の内紙は、残存部数に限り使用することができる。

附 則（平成15年10月27日航空自衛隊達第37号）

- 1 この達は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2及び第4条の3の規定は、平成15年11月1日以後を評定日とする勤務評定から適用し、同日前を評定日とする勤務評定は、なお従前の例による。
- 3 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所用の修正をして使用することができる。

附 則（平成19年1月5日航空自衛隊達第1号抄）

- 1 この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成22年8月10日航空自衛隊達第29号抄）

- 1 この達は、平成22年8月10日から施行する。

附 則（平成26年5月30日航空自衛隊達第50号抄）

- 1 この達は、平成26年5月30日から施行する。

附 則（平成29年11月21日航空自衛隊達第46号抄）

- 1 この達は、平成29年11月30日から施行する。

附 則（令和元年6月27日航空自衛隊達第14号抄）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に作成されている従前の規定による様式用の紙は、残存部数に限り所用の修正をして使用することができる。

附 則（令和3年3月31日航空自衛隊達第42号抄）

- 1 この達は、令和3年3月31日から施行する。
- 2 この達の施行の際現にあるこの達による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この達による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この達の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別紙様式第1（第3条関係）

継続任用総合判定票

被評価者	(所属)	(階級)	(氏名)	(総合判定)
評価者 記入欄	評価者の所見			
調整者 記入欄	年 月 日 (職名)	(階級又は職務の級)	(氏名)	
実施権者 記入欄	年 月 日 (職名)	(階級又は職務の級)	(氏名)	

- 注：1 記入後は「注意（人事）」とする。
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2（第4条関係）

意 見 書

所属

階級

氏名

生年月日

（ 歳）

1 傷病名

2 継続任用の適否に関する意見

年 月 日

所属
医官 階級
氏名

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第3（第5条関係）

年 月 日

殿

所 属
階 級
氏 名
生年月日（年齢）
入 隊 年 月 日
任用期間満了日

継 続 任 用 志 願 書

私は、自衛隊法第36条第7項に基づき、引き続き任用されたく志願します。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第4（第5条関係）

診 断 書

所属

階級

氏名

生年月日

- 1 傷病名
- 2 発病年月日
- 3 療養開始年月日
- 4 現症（なるべく詳しく）
- 5 予後

任用期間満了日（年月日）の予想

上記の通り診断する。

年 月 日

医療機関の所在地
医療機関の名称（又は所属）
医官又は医師名

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第5（第5条関係）

継 続 任 用 選 考 者 名 簿

（ 年 月分）

所属長名

(1) 階 級 (期別)	(2) 氏 名 生 年 月 日 (年 齢)	(3) 任 期 満 了 日 〔 継 続 任 用 回 数 〕	(4) 特 技	(5) 配 置 特 技	(6) 教 育 訓 練	(7) 能 力 評 価 又 は 総 合 判 定	(8) 表 彰 ・ 懲 戒	(9) 健 康 診 断	(10) 適 ・ 否 の 意 見	(11) 備 考

注：1 記載例

士 長 (〇〇)	山 田 太 郎 平 . . (22)	18 (1)	73230	73230	初級人事員 課程	A	4級賞詞	適	適	
士 長 (〇〇)	川 野 次 郎 平 . . (24)	21 (1)	57130	57130	初級消防員 課程	C	停職10日 (. .)	適	不 適	傷害（軽微）
士 長 (△△)	佐 藤 花 子 平 . . (28)	31 (3)	43151	43151	初級航空機 整備員課程	B		適	適	育休 . . ~ . .

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

別紙様式第6（第5条関係）

任用期間満了退職予定者名簿

（ 年 月分）

所属長名

階級 (期別)	氏名 (年齢)	入隊年月日	任期満了日	退職後の職業等

注：1 記載例

士長 (〇〇)	山 川 三 郎 (25)	平 . .	平 . .	□□産業（株）入社
士長 (△△)	月 丘 六 郎 (23)	平 . .	平 . .	未定 就職援護室に依頼中

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用する。